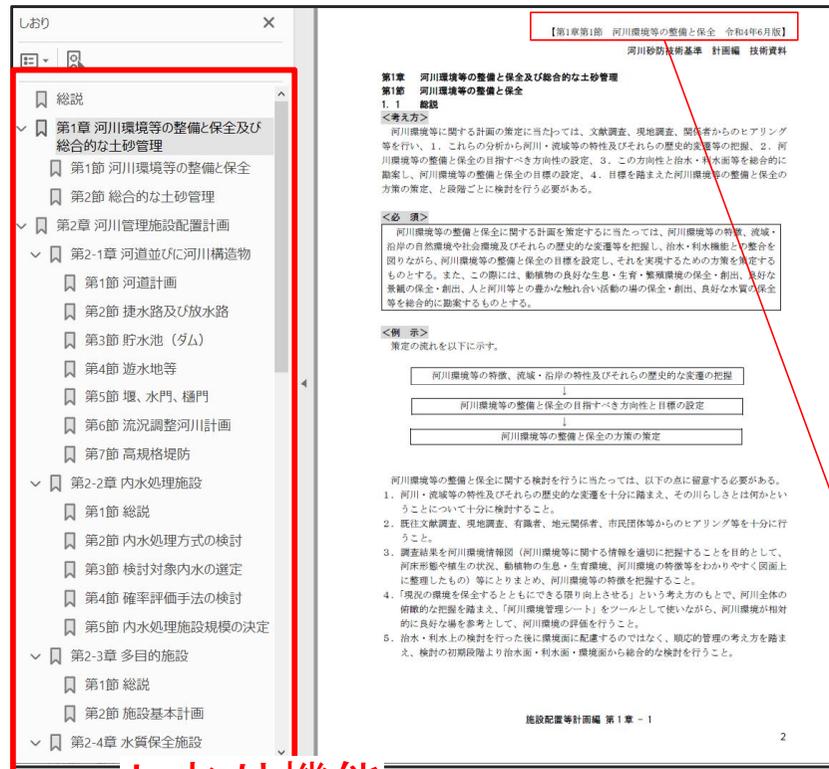


## 目的

- 河砂基準及び技術資料については、順次部分改定を進めてきたところであり、改定した章節ごとに改定文・技術資料を発出し、HP上で公表してきたが、横並びで見にくい等、使用性に課題があった。
- そのため、編毎に最新の技術基準・技術資料を統合した「とりまとめ資料」を参考資料としてHP上で公開し、使用性の向上を図る。（毎年度更新）

## 資料のポイント

## 最新の技術資料を統合



- 第1章（令和4年6月版）
- 第2-1章第1節（平成30年3月版）
- 第2節～第6節（平成31年3月版）
- 第7節（令和4年6月版）
- 第2-2章（平成16年3月版）
- ⋮
- 第5章（平成16年3月版）

## 章節、発出時点を明示

【第1章第1節 河川環境等の整備と保全 令和4年6月版】

各編のページにて公開。

[https://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/index2.html](https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/index2.html)

# 河砂基準の時点更新の方針について

## 目的

- 河川砂防技術基準の中には、前回改定から時間がたち、〈関連となる通知〉等記載の内容が必ずしも最新でない場合がある。
- 河川砂防技術基準の利用者の参考となるよう、機械的に更新を行える部分については、毎年度統合版へ反映を行う。

## ①時点更新の対象

- 〈関連となる通知〉〈参考となる資料〉に記載の指針・ガイドライン・参考図書等を対象とする。〈標準〉などの内容面の変更は行わない。

※〈標準〉などで明らかな誤字脱字については、修正を行い正誤表をHPに載せる。

## ②時点更新資料の扱い

- HP掲載の統合版資料に対して適用を行う。

※公用文として新たに通知を行うものではない。

- 統合版資料に以下の文言を記載。

「本統合版資料において、〈関連となる通知〉、〈参考となる資料〉に記載の指針・ガイドライン・参考図書等に対し、令和●年●月時点の最新情報（最新版の発出日等）を参考のため赤字で記載している。」

## ③修正の仕方

- 修正のタイプに応じた適切な記載方法をとる。

※具体的なタイプ・修正例は次のページ以降に例示。

# 参考：修正のタイプ 1/2

## 【時点更新の種類に応じた対応方針】

### ①文献の時点更新

記載された文献が、基準作成時後に更新がなされているもの。文献が廃止となっているもの。  
⇒当時の記載を残しつつ、最新版（や引き継がれた基準類）が分かるように修正。

#### <修正例>

治水経済調査マニュアル（案），平成17年4月，国土交通省河川局



治水経済調査マニュアル（案），平成17年4月，国土交通省河川局

（最新版）治水経済調査マニュアル（案），令和2年4月，国土交通省水管理・国土保全局

### ②河川砂防技術基準

基本的に①と同じ扱い。複数の章の記載がある場合は、個別の章を記載。編全体の記載の場合は最新に合わせる。文書番号は省略。

#### <修正例>

国土交通省水管理・国土保全局：河川砂防技術基準 調査編，第10章災害調査，平成26年4月



国土交通省水管理・国土保全局：河川砂防技術基準 調査編，第10章災害調査，平成26年4月

（最新版）国土交通省水管理・国土保全局：河川砂防技術基準 調査編，第10章災害調査，令和5年5月

河川砂防技術基準 調査編，平成26年4月，国土交通省水管理・国土保全局



河川砂防技術基準 調査編，平成26年4月，国土交通省水管理・国土保全局

（最新版）河川砂防技術基準 調査編，令和6年〇月，国土交通省水管理・国土保全局

河川砂防技術基準調査編 第2章，第4章，第6章，第12章，第13章，第16章，第23章：平成26年4月1日，国水情第52号，水管理・国土保全局長



河川砂防技術基準調査編 第2章，第4章，第6章，第12章，第13章，第16章，第23章：平成26年4月1日，国水情第52号，水管理・国土保全局長

（最新版）河川砂防技術基準調査編 第2章（令和4年6月），第4章（平成26年4月），第6章（平成26年4月），第12章（平成26年4月），第13章（平成26年4月），第16章（平成26年4月），第23章（令和6年〇月）：水管理・国土保全局長

# 参考：修正のタイプ 2/2

## 【時点更新の種類に応じた対応方針】

### ③法令等

最終改正の時期と基準本文との関係性が必ずしもないため、現行の記載は残さずに、最終改正の時期のみを記載。

#### <修正例>

気象業務法，昭和27年6月2日，法律第165号，最終改正：平成29年5月31日法律第41号。

↓

気象業務法，昭和27年6月2日，法律第165号，最終改正：**令和5年5月31日法律第37号**。

### ④誤字・表記統一

事実誤認、単純な日本語の誤り、漢字の間違い等 ⇒当時の記載から誤字部分を修正。

#### <修正例>

城ヶ崎正人：火山噴火リアルタイムハザードマップシステムについて，砂防学会誌，Vol.71，No.6，2019。

↓

城**ヶ**崎正人：火山噴火リアルタイムハザードマップシステムについて，砂防学会誌，Vol.71，No.6，2019。

### ⑤その他

- ・リンクが違うものについては、正しいリンクに修正。（④誤記と同じ扱い）
- ・リンクが切れており、代替がないものについては、リンクを削除。（④誤記と同じ扱い）
- ・通知が廃止・統合となっているもの。  
廃止となっている旨を記載or統合先の通知を記載。

#### <修正例>

事前放流に伴う損失補填制度について：平成18年12月4日，国河流第13号，河川環境課長通知

↓

事前放流に伴う損失補填制度について：平成18年12月4日，国河流第13号，河川環境課長通知  
**（最新版）現在は廃止。以下の手引きに統合。**

**事前放流の実施及び事前放流に伴う損失補填制度について：令和3年7月16日，国水環第30号，水管理・国土保全局長通知**